

鹿児島県低入札価格調査マニュアル

(平成25年10月21日)

1 目的

このマニュアルは、鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成8年11月1日制定。以下「要領」という。）第4条に規定する低入札価格調査及び第5条に規定する特別重点調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めるものである。

2 定義

本マニュアルにおける用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 契約担当者

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第2条に規定する契約担当者をいう。

(2) 低入札価格調査対象者

要領第3条第1項の調査基準価格を下回った入札者をいう。

(3) 特別重点調査対象者

低入札価格調査対象者のうち、要領第5条第1項により特別重点調査の対象となる者をいう。

3 適用対象

本マニュアルは、低入札価格調査対象者に対して適用する。

4 調査方法

要領に定める調査（以下「調査」という。）は、開札の日から実施することとし、以下のとおり行う。

(1) 契約担当者は、調査の対象者に対して調査を行う旨を通知する。

(2) 契約担当者は、原則として調査を行う旨の通知を行った日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に本マニュアルに定める様式やその他資料（以下「資料等」という。）を提出するよう求める。

なお、指定する期限までに資料等の提出ができない場合は、別紙申出書を提出するよう求めることとし、その場合は、調査を実施することなく当該入札者を失格とする。

(3) 資料等については、提出期限後の差替及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当者が必要と認めたときは、この限りでない。

(4) 契約担当者は、資料等の受領後、必要に応じて入札者の責任者（支店長、営業所長等（共同企業体による入札の場合は、全ての構成員の支店長、営業所長等）をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認する。

(5) 特別重点調査の手続

ア 契約担当者は、資料等の受領後、速やかに入札者の責任者から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

イ 特別重点調査は、要領第5条に該当する複数の者について並行して行うことができるものとする。

なお、並行して調査を行おうとするときは、その旨及びこれに協力しなければならない旨をあらかじめ入札公告又は入札説明書若しくは指名競争入札参加指名通知書において明らかにするものとする。

5 低入札価格調査の内容

特別重点調査対象者以外の低入札価格調査対象者に対しては、要領第4条における調査内容のうち、特に以下の内容について資料等の提出を求め、確認を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

[様式1 当該価格で入札した理由]

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持工事の状況、契約対象工事個所と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 入札価格の積算内容

[様式2-1 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①]

様式2-2 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書②

様式2-3 一般管理費等の内訳書]

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること(指定の数量によって積算されていること)。

イ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書での要求事項を理解して見積りを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること(工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと)。

エ 県が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となる全ての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請契約予定者名等

[様式4 下請予定業者等一覧表]

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

(4) 契約対象工事付近における手持工事の状況

[様式6-1 手持工事の状況（対象工事現場付近）]

ア 記載された手持工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること等により縮減できる合理的かつ現実的なものであること。

(5) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

[様式6-2 手持工事の状況（対象工事関連）]

ア 記載された手持工事が実在するものであること。

イ 当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

[様式7 契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係]

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていること。

(7) 手持資材の状況

[様式8-1 手持資材の状況]

ア 記載された手持資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持資材の活用による資材費の低減が可能であること）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

[様式8-2 資材購入予定先一覧]

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載されていること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持機械数の状況

[様式9-1 手持機械の状況]

ア 記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

(10) 労務者の具体的供給見通し

[様式10-1 労務者の確保計画]

ア 自社労務者を充てる場合

労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載されていること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(11) 誓約書

[様式15-1 誓約書（不足額なし）]

入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜工事を誘発することのないよう、その旨を入札者が誓約した書面を提出していること。

[様式15-2 誓約書（不足額あり）]

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜工事を誘発することのないよう、その旨を入札者が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の県発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(12) 過去に施工した公共工事名及び発注者

[様式 17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者]

過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。

(13) その他の必要な事項

契約担当者は、必要に応じて説明資料等の提出を求めることができる。

6 特別重点調査の内容

特別重点調査対象者に対しては、要領第5条における調査内容のうち、特に以下の内容について資料等の提出を求め、重点的に確認を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

[様式 1 当該価格で入札した理由]

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持工事の状況、契約対象工事個所と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 入札価格の積算内容

[様式 2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①]

様式 2-2 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書②

様式 2-3 一般管理費等の内訳書]

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ 入札説明書での要求事項を理解して見積りを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ 県が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となる全ての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積りであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

（3）コスト縮減額

[様式3 コスト縮減額調書]

新技術、新工法、施工方法の工夫等によりコスト縮減の達成が可能であり、入札者が提出する様式3に基づき、契約担当者がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて特別重点調査に該当するかどうかを判別する。

（4）下請契約予定者名等

[様式4 下請予定業者等一覧表]

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。
また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

（5）配置予定技術者名簿等

[様式5 配置予定技術者名簿]

配置予定技術者等について、次の点を確認すること。

ア 他の手持工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後又は指名通知後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(6) 契約対象工事付近における手持工事の状況

[様式6-1 手持工事の状況 (対象工事現場付近)]

- ア 記載された手持工事が実在するものであること。
- イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(7) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

[様式6-2 手持工事の状況 (対象工事関連)]

- ア 記載された手持工事が実在するものであること。
- イ 当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(8) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連 (地理的条件)

[様式7 契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係]

- ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
- イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていること。

(9) 手持資材の状況

[様式8-1 手持資材の状況]

- ア 記載された手持資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること (手持資材の活用による資材費の低減が可能であること)。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(10) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

[様式8-2 資材購入予定先一覧]

ア 他社から購入を予定している場合

- (7) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること (他社からの購入による資材費の低減が可能であること)。

(4) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

- (7) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(11) 手持機械数の状況

[様式9-1 手持機械の状況]

ア 記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ 手持機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(12) 機械リース元

[様式9-2 機械リース元一覧]

ア 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(13) 労務者の具体的供給見通し

[様式10-1 労務者の確保計画]

ア 自社労務者を充てる場合

(ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積りであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 工種別労務者配置計画

[様式 10-2 工種別労務者配置計画]

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(15) 建設副産物の搬出地

[様式 11 建設副産物の搬出地]

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(16) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画

[様式 12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書]

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(17) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

[様式 13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）]

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合にあつては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(18) 品質確保体制（品質管理計画書）

[様式 13-2 品質確保体制（品質管理計画書）]

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(19) 品質確保体制（出来形管理計画書）

〔様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）〕

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

〔様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）〕

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（点検計画）

〔様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）〕

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(22) 安全衛生管理体制（仮設置計画）

〔様式 14-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）〕

- ア 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- イ 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ウ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(23) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

〔様式 14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）〕

- ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合
 - (ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
 - (イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。
- イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合
 - (ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
 - (イ) 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。
- エ 入札説明書又は指名競争入札参加指名通知書で要求している要件に適合していること。

(24) 誓約書

〔様式 15-1 誓約書（不足額なし）〕

入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜工事を誘発することのないよう、その旨を入札者が誓約した書面を提出していること。

〔様式 15-2 誓約書（不足額あり）〕

- ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜工事を誘発することのないよう、その旨を入札者が誓約した書面を提出していること。
- イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の県発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(25) 施工体制

[様式 16-1 施工体制台帳]

施工体制が適切であること。

[様式 16-2 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図]

施工体系図が適切であること。

(26) 過去に施工した公共工事名及び発注者

[様式 17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者]

過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。

(27) その他の必要な事項

契約担当者は、必要に応じて説明資料等の提出を求めることができる。

7 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合

要領第10条による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 調査様式の提出がない場合

県の求める資料等の一部において提出がなく、必要な調査を行うことができない場合

(2) 調査に協力しない場合

事情聴取に応じない場合

(3) 設計図書及び仕様書等に適合しない場合

ア 設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足しない場合

イ 材料、製品について、設計図書及び仕様書等に適合した品質、規格を満足していない場合

ウ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計図書及び仕様書等に合致していない場合

(4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合

ア 算出根拠が明確でない場合

イ 金額が一括計上されている場合

ウ 下請金額を下回る積算額が計上されている場合

エ 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合

オ 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合

カ 手持資材の確認ができない場合

キ 自社機械の所属等が確認できない場合

ク 自社従業員の雇用関係が確認できない場合

- ケ 配置予定技術者の雇用関係が確認できない場合
 - コ 配置予定技術者等の人件費，保険料，工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合
 - サ 取引予定業者からの聞き取りにより積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等，不当に低額に設定されたことが明白である場合
 - シ 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
- (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- ア 配置予定技術者が重複専任になる場合
 - イ その他法令等違反と認められる場合
- (6) 特別重点調査により，取引予定業者に低価格入札のしわ寄せを行うおそれがあると認められる場合
- ア 資材購入予定業者が具体的に予定されていない場合
 - イ 全ての資材購入予定業者から見積書（押印されたもの）の写し等が提出されていることが確認できない，又は単価が過去1年以内に販売された実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - ウ 工事に必要な機械の調達先について，具体的に予定されていない場合
 - エ 全てのリース予定業者からの見積書（押印されたもの）の写し等が提出されていることが確認できない，又は単価が過去1年以内にリースされた実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - オ 自社労務者の労務単価が，最低賃金未満である，又は過去3月以内に支払った実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - カ 当該工事で必要な全ての一次下請予定業者が具体的に予定されていることが確認できない場合
 - キ 下請を予定している工種に係る労務単価が，一次下請予定業者の見積もった労務単価及び実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - ク 積算内訳書に不足額が計上されており，誓約書（様式15）に記載された「不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法」として記載されている方法が，履行可能であることが確認できない場合
 - ケ 事情聴取の結果，確認資料が必要となった事項について，事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合
- (7) 特別重点調査により，積算内訳書算出根拠が適正でないことが判明した場合
- ア 共通仮設費，現場管理費，一般管理費等に工事に必要となる全ての経費が具体的に計上されていない，又は率計上されている場合
 - イ 当該価格で入札できる理由が，労務費，手持工事の状況，当該工事現場と事務所・倉庫との関係，手持資材の状況，手持機械の状況，下請予定業者等の協力の観点から，合理的根拠に基づいて確認できない場合
 - ウ 事情聴取の結果，確認資料が必要となった事項について，事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合

- (8) 特別重点調査により、適正な品質確保又は安全確保がされないおそれがあることが判明した場合
- ア 品質管理計画及び出来形管理計画が、仕様書等で要求している品質及び出来形に適合しない、品質管理のための人員が確保されていない、又は計上された費用若しくは単価が過去の実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - イ 仕様書等で求める安全衛生教育、現場の点検等が計画されていない、必要な人員が確保されていない、又は計上された費用若しくは単価が過去の実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - ウ 仮設設置計画及び交通誘導員配置計画が、仕様書等で求める要件に適合しない、必要な人員が確保されていない、又は計上された費用若しくは単価が過去の実績のある価格と比較して妥当でない場合
 - エ 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合
- (9) その他、適正な工事の履行がされないおそれがあると認められる場合

8 契約後の取扱い

調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、必要な措置を講じるものとする。

附 則

このマニュアルは、平成25年10月21日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

別紙

年 月 日

契約担当者 職・氏名 殿

住 所
商号又は名称
代表者

印

申 出 書

下記工事の入札に係る〇〇調査につきましては、指定された期限までに資料等は提出できません。

記

工事名：〇〇〇〇〇〇工事（〇工区）

様式1

当該価格で入札した理由

工事名 : ○○○○○工事

商号又は名称 : _____

一般管理費等の内訳書

商号又は名称 : _____

契約対象工事名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

コスト縮減額調書

工事名 : ○○○○○工事

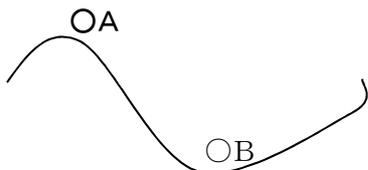
商号又は名称 : _____

コスト縮減票(1) 土砂・発生材 縮減額(円) : 2,000,000-

(概要)

記載例

Aで完了した工事発生土を活用し、コスト縮減を図る。



購入土 ○×△△=▲▲▲(単価○○円/m³)
 発生土 ◇×■ ■=□□□(単価○○円/m³)
 ◆◆ m³を削減

コスト縮減票(2)

下請予定業者等一覧表

商号又は名称 : _____

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月
	至 年 月

請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日 ~ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日 ~ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税抜)	円
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

様式 6 - 1

手持工事の状況（対象工事現場付近）

工事名： ○○○○○工事

商号又は名称：

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金額（千円）	備 考
○○工事 (□□市○○大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式6-2

手持工事の状況(対象工事関連)

工事名 : ○○○○○工事

商号又は名称 : _____

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金額 (千円)	備 考
○○工事 (□□市○○大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式7

契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工事名：○○○○○工事

商号又は名称：

--

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

工事名：○○○○○工事

商号又は名称：_____

品名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量 (台数)	受入れ予定箇所 又は 工事理由	運搬距離 (k m)	運搬予定者への 支払予定量額 (円/日・台当たり)	備考
○○	○○建設	Dt10 t	m3	1,000	182台	○○処分場	2km	4,000	
○○殻	○○運送	Dt10 t	m3	100	24台	□□再処理施設	25km	40,000	
矢板	○○運輸	Dt10 t	m3	30	8台	仮囲いの設置	15km	25,000	
.....	

様式14-4

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

工事名 : ○○○○○工事

商号又は名称 :

実施内容	配置期間	員数	単価 (円)	数量	見込額 (円)	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	配置図
A工区交通規制(片側2車線)	H0.O.O ~ H0.O.O	2人		○日			元請	図○
	H0.O.O ~ H0.O.O	4人		○日			元請	図○
	H0.O.O ~ H0.O.O	3人		○日			元請	図○
	H0.O.O ~ H0.O.O	4人		○日			元請	図○

誓約書（不足額なし）

下記工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回っておりますが、工事の施工に当たっては、品質・安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行いません。

また、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをすることはいたしません。

以上のとおり誓約します。

記

1 契約対象工事名

2 申込みに係る金額(税込み)

契約担当者 職・氏名 殿

年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者

印

誓約書（不足額あり）

下記工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回っておりますが、工事の施工に当たっては、品質・安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行いません。

また、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を適正な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをすることはいたしません。

下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、契約の相手方となったときに、本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとします。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 契約対象工事名
- 2 申込みに係る金額(税込み)
- 3 契約対象工事の施工に要する費用の額(税込み)
- 4 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
- 5 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

契約担当者 職・氏名 殿

年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者

印

施工体制台帳

【会社名】 _____

【事業所名】 _____

建設業 の許可	許可業種	許可番号			許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容					
発注者 名及び 住所	〒				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日	

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保 険等 の 加入 状 況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理 記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督 員 名		権限及び意見 申出方法	
---------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技 術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技 術者名		専門技 術者名	
資格内容		資格内容	
担当工 事内 容		担当工 事内 容	

【下請負人に関する事項】

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒		
工事名称及び 工事内容	(- -)		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業 の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び意見 申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

※金額は円単位

発注者名	
工事名称	

工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元 請 名	
監 督 者 名	
監 理 技 術 者	
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
専 門 技 術 者 名	
担当工事内容	

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

会 長	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	
		書記	
副 会 長			

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

1次下請（建設業）合計	#REF!
-------------	-------

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

工 事	下 請 区 分					
	会 社 名					
	住 所					
	安全衛生責任者					
	主任技術者					
	専 門 技 術 者					
担当工事内容						
工 期	年	月	日	年	月	日
請負金額						

